

まず押さえておきたい会社法のしくみ・重要ルール・実務のベーシック 【Web】初めて学ぶ人のための『会社法の基礎』の基礎

前提知識から現場対応の要点までを実例・図表等を用いてわかりやすく解説する、定番の入門セミナーです

10月配信:2026年10月1日(木)~2026年11月16日(月)

配信期間

11月配信:2026年11月2日(月)~2026年12月15日(火)

12月配信:2026年12月1日(火)~2027年1月18日(月)

申込期間・受講料期限等
詳細につきましては、Web
サイトをご確認ください

対象：総務部・法務部等の管理部門の新任ご担当者

総務・法務等の管理部門のご担当者にとって会社法の実務をマスターすることは必須です。しかしながら、新任者にとって会社法を独学で学ぶことは容易ではありませんし、基礎の理解が不十分だと、実務において応用がきかないばかりか、大きな失敗につながることもなりかねません。本セミナーでは、総務・法務等の管理部門の新任者の方を対象に、株式会社を中心に会社法の基礎の重要ポイントをピックアップし、実例や図表など豊富な資料を用いてわかりやすく、かつ実践的に学んでいただきます。また、各パートでの確認演習により知識の確認と定着を図り、現場において対応するための力を養成することを目指します。くわえて、法改正等の最新情報についてもフォローアップいたします。会社法を初めて学ぶ方のほか、会社法の実務を再確認したい方にも最適の内容です。※2025年9月収録（改訂CGコード（2026年7月21日施行）内容を資料に反映）（詳しくは裏面をご覧ください）

● 講師 ●



司法書士法人鈴木事務所 代表社員
司法書士

鈴木 龍介氏

M & A等事業再編、企業再生、株主総会運営を中心とする企業法務案件に携わる傍ら、講演や執筆にも精力的に取り組んでいる。実務に即した、わかりやすい講義には定評がある。現在、日本司法書士会連合会 副会長、慶應義塾大学法科大学院非常勤講師。

【主 著】

『商業登記全書 5巻 株式会社の機関（第2版）』（中央経済社）、『商業・法人登記500問』（テイハン）、『新訂版 議事録作成の実務と実践』（第一法規）、『登記法入門』（商事法務）、『実務に活かす 判例登記法』（金融財政事情研究会）、『法人・組合と法定公告』（全国官報販売協同組合）など多数。

● 分野 ●



総務

● 主催 ●

株式会社みずほ銀行 法人業務部
みずほセミナー担当

TEL 03 (6808) 9073

● 開催形式 ●

Web（オンデマンド配信）セミナー

※視聴時間：約330分

※視聴可能期間：お申込み時にお選びいただいた配信期間内（上記参照）にて、動画視聴ページログインから最長14日間

● 受講料 ●

MMOne ゴールド会員

34,100 円

（うち消費税 3,100円）

MMOne シルバー会員

36,300 円

（うち消費税 3,300円）

左記会員以外

40,700 円

（うち消費税 3,700円）

★お取消等については、裏面のご利用要領をご覧ください。

★ご視聴用IDと教材テキストデータにつきましては、ご入金後5営業日以内にご案内いたします。

★上記はすべて受講者お一人さまの受講料です。IDの使い回し、複数名での視聴等は著作権法等違反となる可能性がありますので、厳にお控えください。

★MMOne 会員企業さまの場合、「ゴールド会員」「シルバー会員」価格にてお得にご利用いただけます。

MMOne（MIZUHO Membership One）とは、みずほの法人向け会員制サービスです。

動画配信、経営相談、各種媒体・割引提携サービスなど、様々なビジネスシーンでご活用いただける利便性の高いサービスをご用意しております。

詳しくは Web サイトをご覧ください <https://www.mizuhosemi.com/mmone/index.html>

お申込みはWebサイトからどうぞ
セミナー最新情報もご覧いただけます

みずほセミナー

検索

<https://www.mizuhosemi.com>



講義内容

第1講 まず前提知識をマスターしよう！

- | | |
|-------------|----------------|
| 1. 法令の基本ルール | 2. 判例と登記先例 |
| 3. 法令の用語 | 4. 会社法の位置付けと特徴 |

★ミニ確認演習で復習・再確認しよう！

第2講 各種会社・法人の仕組みをマスターしよう！

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 法人・会社の意味 | 2. 会社の種別 |
| 3. 株式会社の分類 | |

★ミニ確認演習で復習・再確認しよう！

第3講 株式に関するポイントをマスターしよう！

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 株式・株主の意味 | 2. 株券 |
| 3. 種類株式 | 4. 株式の譲渡 |
| 5. 募集株式の発行 | 6. 自己株式 |
| 7. 株式の調整等 | 8. 新株予約権 |

★ミニ確認演習で復習・再確認しよう！

第4講 機関・役員に関するポイントをマスターしよう！

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1. 役員・機関の意味 | 2. 機関設計 |
| 3. 株主総会 | 4. 取締役・代表取締役・取締役会 |
| 5. 監査役・監査役会 | 6. 会計監査人 |
| 7. 監査等委員会 | 8. 役員報酬等 |
| 9. 役員等の責任 | 10. 株主代表訴訟 |

★ミニ確認演習で復習・再確認しよう！

第5講 計算に関するポイントをマスターしよう！

- | | |
|------------|-----------|
| 1. 計算の意味 | 2. 計算書類 |
| 3. 株主資本の変動 | 4. 剰余金の配当 |
| 5. 決算関係の手続 | |

★ミニ確認演習で復習・再確認しよう！

第6講 手続・ルールに関するポイントをマスターしよう！

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 商業登記 | 2. 税務 |
| 3. 許認可 | 4. 定款 |
| 5. その他諸規定 | 6. 内部統制 |
| 7. コーポレートガバナンス・コード | |

★ミニ確認演習で復習・再確認しよう！

＊実務に役立つ参考文献・WEBサイトの紹介

※プログラムの無断転用はお断りいたします。

ご利用要領

- ① みずほ Web セミナー（オンデマンド配信）（以下、「本セミナー」といいます）は、お申し込みを受け付け後、折り返し電子メールで請求書をお送りします。
- ② 受講料は、請求書に記載の金額を、同請求書記載の入金期限までに指定口座へお振り込みください。領収書の発行は省略しております。なお、振込手数料はお客様のご負担となります。
- ③ ご入金を確認後、原則5営業日以内に、お申込ページでご入力いただいたお申込手続者さまのメールアドレス宛に、動画視聴用 URL・ID・パスワード・講義資料ダウンロード用 URL 等を記載した参加証をお送りします。一部のセミナーでは講義資料を郵便または宅配便にてお届けする場合がございます。ご入金前の参加証の発行はいたしかねます。
- ④ 講義資料のダウンロードには、回線状況等により時間がかかる場合がございます。余裕を持ってダウンロードをお済ませください。ダウンロード回数制限は5回です。
- ⑤ キャンセルをご希望の場合は、セミナー担当（mzh.seminar@mizuho-bk.co.jp）まで電子メールでご連絡ください。なお、受講料ご入金後のお客様のご都合によるキャンセルは承っておりません。受講料入金期限までにご入金が確認できない場合は、お申し込みをキャンセルとさせていただきます。
- ⑥ 視聴可能期間の延長はお受けいたしかねます。
- ⑦ 動画視聴用 URL に同時重複アクセスはできません。セミナーのご視聴は、受講者ご本人さまに限りです。
- ⑧ 反社会的勢力と判明した場合には、本セミナーの受講をお断りいたします。
- ⑨ お申込等で取得した個人情報は、当行の定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に管理します。
- ⑩ 本セミナーの録音・録画・画面撮影・キャプチャー・インターネットへのアップロード、講義資料・スライド・教材の無断複製や共有等の行為を固くお断りいたします。これらの行為が発覚した場合、当行は損害賠償請求等の法的措置を講じる場合がございます。
- ⑪ 本セミナーで配布または提示される資料、スライド、映像、音声等の著作権・知的財産権は、当行または講師その他権利者に帰属します。受講者は、事前の許諾なく、これらを複製、転用、配布、公衆送信、改変等することはできません。
- ⑫ 本セミナーの受講に必要な環境（パソコン等のハードウェア・ブラウザ等のソフトウェア・通信回線等）は、お客様ご自身の責任とご負担でご準備・維持をお願いいたします。
- ⑬ 諸般の事情により開催を中止する場合がございます。中止の際には受講料を全額返金いたしますが、お振込時の手数料は返金できません。
- ⑭ 本要領は、必要に応じて当行が変更できるものとし、変更後はホームページ等で周知します。
- ⑮ 天災地変、交通機関の事故・遅延、感染症の流行、その他当行の責に帰さない事由によりセミナーの全部または一部が中止・変更となった場合、当行は受講料の返金以外の責任を負いません。
- ⑯ 本要領に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

みずほ銀行 セミナーのご案内は Web サイトでもご覧いただけます。
https://www.mizuhosemi.com